

河川事業における事業評価制度について

(1) 河川事業における事業評価

事業評価の考え方

河川事業の実施に際しては、以下を目的として事業評価を実施し、河川整備計画などの計画策定や事業の採択・継続の決定、住民説明会等の様々な場面において活用

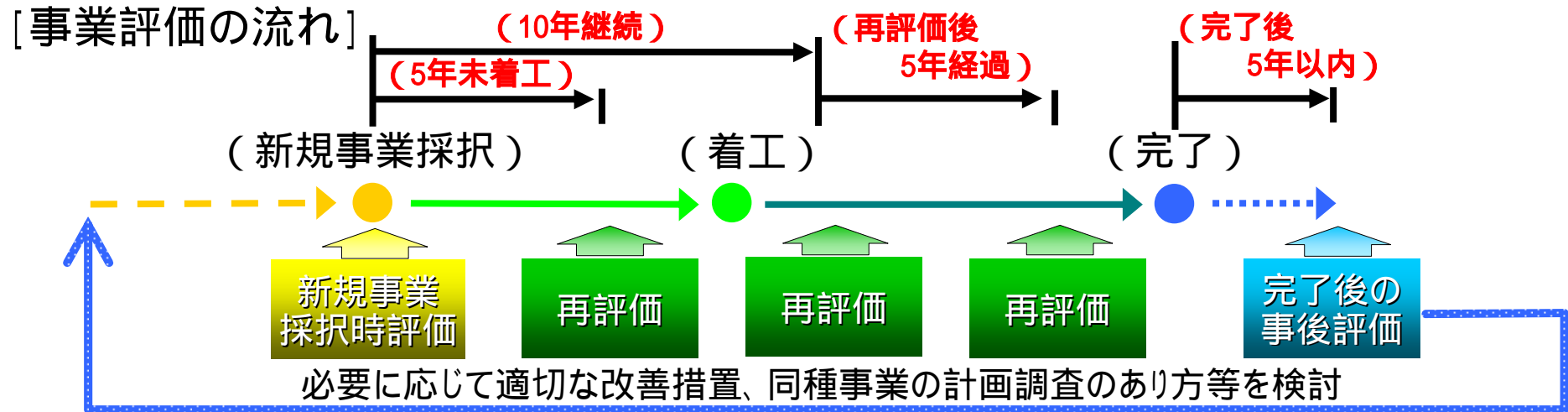
- 意志決定プロセスにおける透明性の向上
- 国民へのアカウンタビリティの確保
- 予算等の限られた資源の効率的な執行

事業評価の視点

事業評価は、以下のような視点に基づき実施

- 事業の投資効果(費用対効果分析等)
- 事業を巡る社会経済状況
- 事業進捗見込み
- 代替案の可能性 など

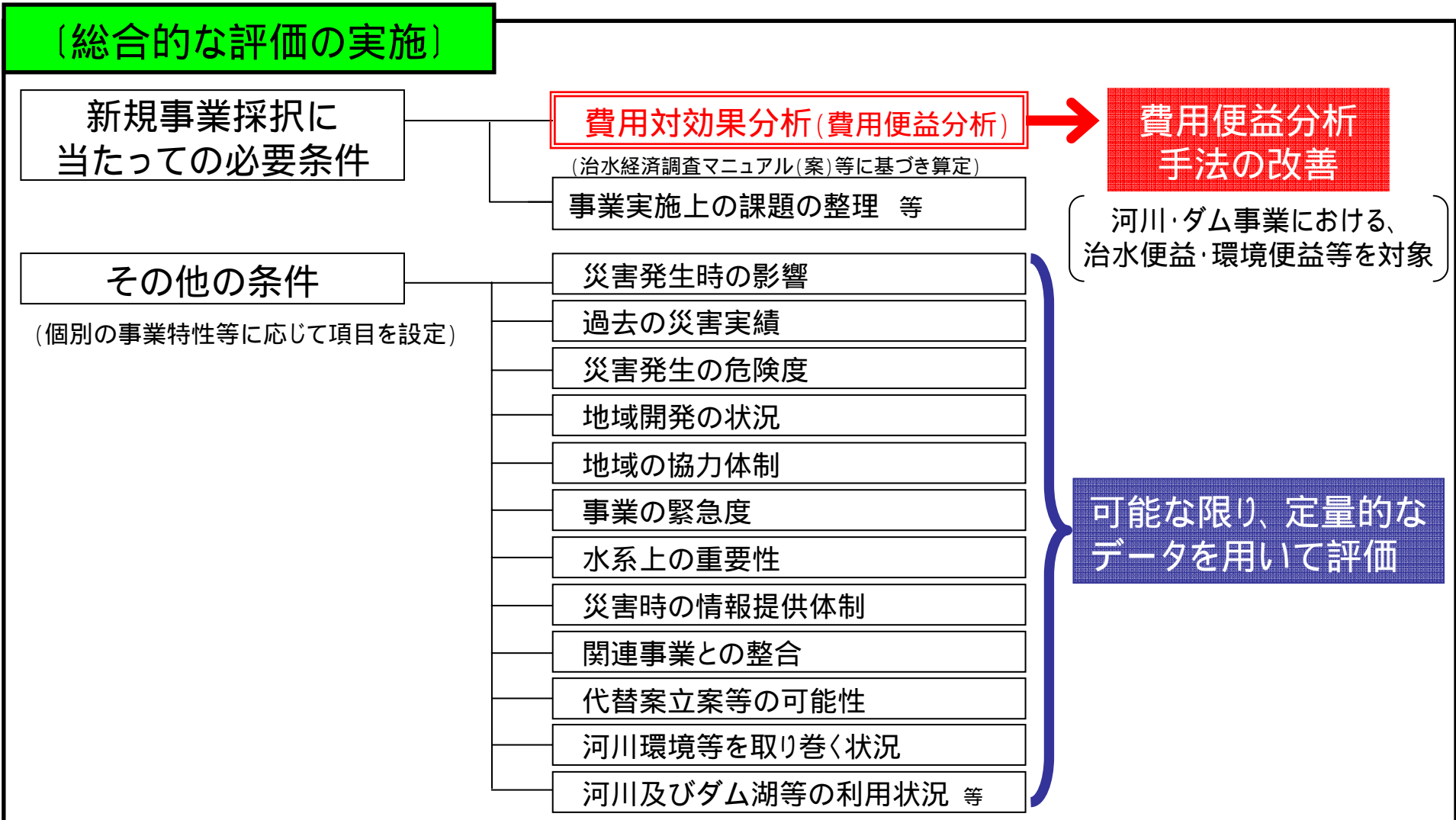
(2) 事業の流れと事業評価の種類



新規事業採択時評価	再評価	完了後の事後評価
<p>新規事業の採択時において、費用対効果分析を含めた事業評価を行うもの。</p> <p><u>平成10年度から導入</u></p>	<p>事業採択時から5年経過して未着工の事業、10年経過して継続中の事業等について再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。</p> <p><u>平成10年度から導入</u></p>	<p>事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。</p> <p><u>平成15年度から導入</u></p>
<p>・新規事業採択時評価は、費用対効果分析を含め、総合的に実施</p>	<p>・再評価は、事業の投資効果やその変化を評価するために、原則として費用対効果分析を実施</p>	<p>・事後評価は、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等の評価を実施</p>

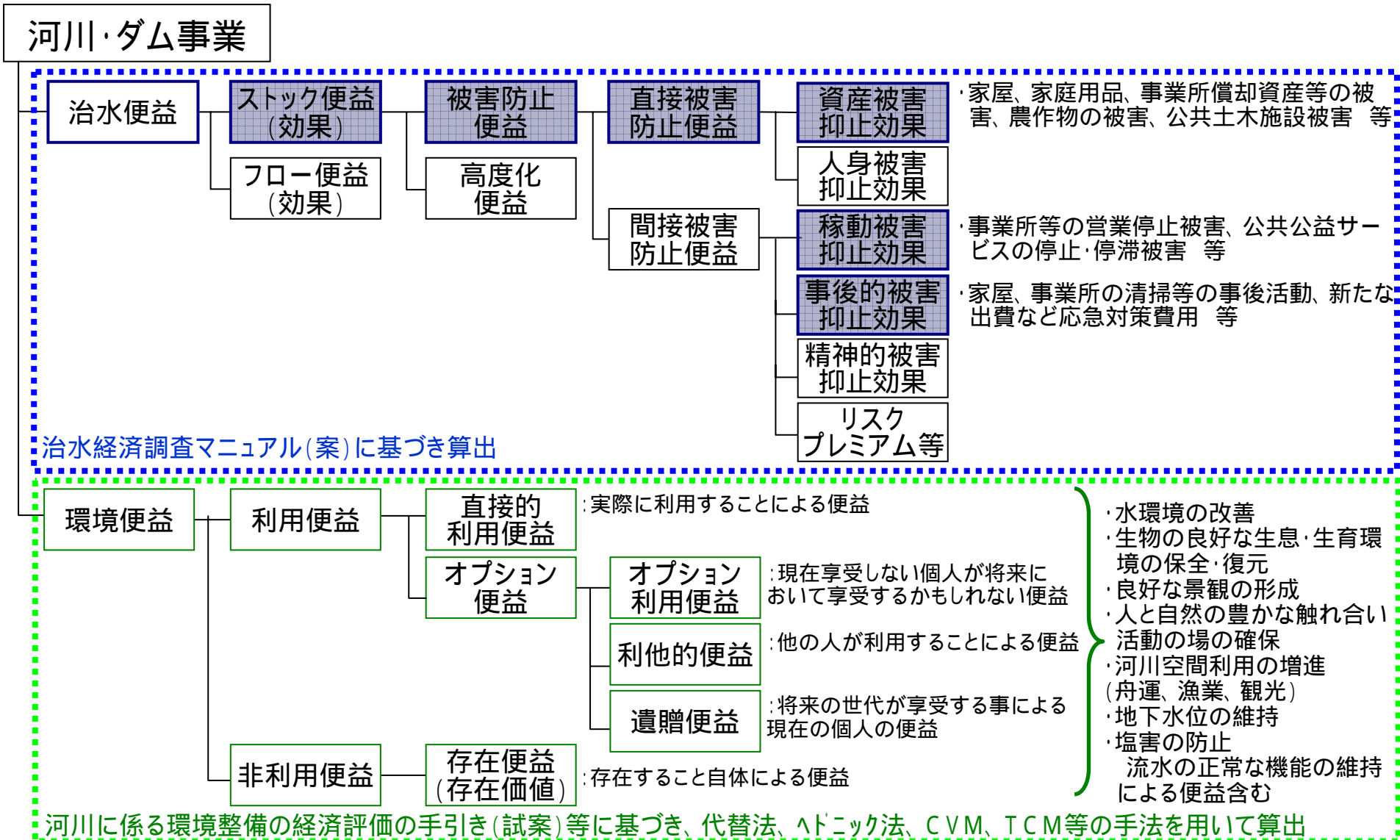
(3) 事業評価の概要(新規事業採択時の例)

- 事業特性等に応じて項目を選定し、評価項目毎の評価結果を踏まえ、**総合的な視点から採択優先度を決定**するとともに、予算上の制約条件等を考慮の上、新規採択箇所を決定・公表
- **費用対効果分析については、別に定める「治水経済調査マニュアル(案)」等に基づき算定**



(4) 河川・ダム事業の費用便益分析の対象

河川・ダム事業においては、治水・環境便益の各々の便益の算出手法についてマニュアル等を策定し、費用便益分析を実施



(5) 事業評価制度等の経緯

年度	新規事業 採択時評価	再評価	事後評価	備考
平成10年	新規・再評価の導入		建設省所管公共事業評価実施要領【H10.4】 河川・ダム事業の事業評価実施要領細目【H10.6】	
平成11年	マニュアル等の策定		治水経済調査マニュアル(案)【H11.6】	
平成12年	マニュアル等の改定		治水経済調査マニュアル(案)改定【H12.5】 河川に係る環境整備の経済評価の手引き(試案)【H12.6】	
平成13年				
平成14年			国土交通省所管公共事業評価 実施要領【H15.4】	行政機関が行う政策の評価に関する 法律(行政評価法)(H14.4施行)
平成15年			事後評価の導入	
平成16年		治水経済調査マニュアル(案)改定【H17.4】		公共事業評価の費用便益分析に 関する技術指針【H16.2】
平成17年	マニュアル等の改定			
平成18年				
平成19年		CVMを適用した河川環境整備事業の経済評価の指針(案)【H20.5】		
平成20年	マニュアル等の改定の検討			公共事業評価の費用便益分析に 関する技術指針(共通編)改定【H20.6】
平成21年	事業評価手法等の検討			